

国際観光旅客税を財源とした登録DMOに 対する安定的な財政支援等に関する提言

近畿ブロック知事会

令和7年8月

国際観光旅客税を財源とした登録 DMO に対する安定的な 財政支援等に関する提言

人口減少・少子高齢化に直面する我が国の最重要課題である「地方創生」において、観光は旺盛なインバウンド需要の取り込みなどにより交流人口の拡大や地域を活性化させる原動力となる。そのような観光による地方創生の実現を図るため、国内外からの観光客の地方への流れを戦略的に創出し、その効果を全国津々浦々に行き渡らせ、地域の「稼ぐ力」を引き出す、明確なコンセプトを持った観光地域づくりに取り組むことが重要である。このことについて、各地域において、これまでも受入環境の整備等に取り組んできたところであるが、国においては、諸外国で取り組まれている科学的アプローチによる観光地域づくりの仕組みとして、日本版 DMO 候補法人登録制度を平成 27 年 11 月に創設され、令和 6 年 9 月 24 日現在、全国で 347 件（登録 DMO312 件、候補 DMO35 件）の DMO が設立されている。

今後、登録 DMO が観光地域づくりの主たる担い手となり、各地域でのインバウンド対策等の推進により、新たな観光・集客サービスの創出による観光消費額の増大等、より一層の経済循環の拡大を促進することが重要となる一方で、登録 DMO が行う取組は短期間では成果が見えにくく、自律的・継続的な活動を担保するためには、安定的・長期的な運営に要する自主財源の確保が必須となる。また、地方公共団体でも受入環境の整備等の観光地域づくりに継続的に取り組んでいく必要がある。

このような状況の下、平成 31 年 1 月に、国において、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するため国際観光旅客税が創設された。

以上を踏まえ、観光による地方創生の実現を図るため、登録 DMO に対する安定的な財政支援等について、次のとおり提言する。

- 国際観光旅客税については、地方における DMO 等の取組、観光資源の魅力向上の取組及び観光客の受入のための環境整備等に係る財政需要を踏まえ、税収の一定割合を交付金等により地方に配分すること。

特に、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」に規定する「外客来訪促進計画」に基づいて実施する事業については、優先的に財政支援を行うこと。

さらに、持続可能な観光の実現に向けた受入環境の整備に国際観光旅客税を含め十分な財源を確保すること。また、積極的な国際観光（インバウンド観光）の需要喚起に取り組み、誘客促進を図ることで、国際観光旅客税の財源を確保すること。

令和 7 年 8 月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉	本	達	治
三重県知事	一	見	勝	之
滋賀県知事	三	日	大	造
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	齋	藤	元	彦
奈良県知事	山	下	真	
和歌山県知事	宮	崎	泉	
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	後	藤田	正	純